

●香川県告示第134号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成19年3月27日から平成19年4月10日まで池田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成19年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町蒲生甲1912番地1 柴田 伊佐生

小豆郡小豆島町神ノ浦553番地3 出水 文男

小豆郡小豆島町蒲生甲1924番地 西口 岩市

2 加入区の名称

池田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

池田漁業協同組合